

●香川県告示第325号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30条）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和2年10月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

変更年月日	事業所（施設）の名称		事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
	変更前	変更後		
令和2年9月1日	あずき調剤薬局池田店	さくら薬局小豆島池田店	クラフト株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導